

令和8年度地場産物の学校給食での活用等に向けた食育推進ワンストップパッケージ事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度地場産物の学校給食での活用等に向けた食育推進ワンストップパッケージ事業業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託事業の目的

第5次三重県食育推進計画(令和8年度～令和12年度)に基づき、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、地場産物の活用を推進するため、学校給食を実施している市町立小中学校及び県立特別支援学校において、児童生徒が地場産物の生産から消費までを体験的に学ぶ機会を提供するとともに、地域の生産者等との交流を通じて地域の農林水産業や製造業、地場産物への理解を深めることをめざす。あわせて、事業を通じて得られた成果及び課題を収集・検証し、今後の食育及び地産地消の推進に資することを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 用語の定義

本仕様書における「地場産物」とは、原則として三重県内で生産された農林水産物及びその加工品をいう。なお、実施校の所在地域の実情に応じて、市町内産又は近隣地域産を優先して活用するよう努めること。

6 事業の対象及び実施規模(予定)

(1)小学校2年生～中学校3年生、特別支援学校小学部～高等部 計9校

(2)内訳

- | | |
|----------|--|
| ① 小学校 | 桑名市 小学校3年生 (体験人数)39人 (給食提供数)275食
小学校2～5年生(体験人数)11人 (給食提供数)1030食 |
| | 津市 小学校4,5年生(体験人数)8人(給食提供数)100食 |
| | 名張市 小学校5年生(体験人数)70人(給食提供数)450食 |
| | 熊野市 小学校3,4年生(体験人数)12人(給食提供数)50食 |
| ② 中学校 | 松阪市 中学校1～3年生(体験人数)15人(給食提供数)400食 |
| ③ 特別支援学校 | 名張市 中学部1,2年生(体験人数)39人(給食提供数)300食 |
| | 津市 小学部3年生～高等部3年生 |

(体験人数)45 人(給食提供数)100 食

津市 中学部2年生(体験人数)15 人(給食提供数)525 食

・なお、最終的な実施校は委託者が決定し、受託者に通知する。

7 業務委託の内容

受託者は、地元の生産者(農業関係団体、生産者組織等)や食材供給事業者、学校給食関係者等と連携し、以下の業務を行うこと。

(1)実施計画の作成

- ・実施体制
- ・一連の活動について児童生徒への説明方法。
- ・対象校ごとの実施案
- ・生産者訪問及び体験学習の実施方法
- ・地場産物を活用した給食メニュー作成支援方法
- ・地場産物活用献立に使用する食材の提供支援方法
- ・安全管理体制
- ・個人情報保護の対応
- ・荒天・感染症拡大時等による代替対応案

(2) 体験学習の企画、調整及び実施

全ての実施校において、児童生徒が地場産物を体験的に学ぶ機会を提供するため、次の業務を行うこと。なお、体験学習は各実施校 1 回実施すること。

- ・生産者訪問、収穫体験等の体験学習の企画、実施校との調整、実施
- ・事前学習及び事後学習に関する資料作成
- ・実施校、生産者、関係事業者等との日程・内容調整
- ・各実施校ごとに移動手段の確認。(必要に応じて借り上げバス等の手配)
- ・移動方法も含めて、体験にかかる費用は受託者が負担すること。

(3) 地場産物活用献立の提供支援

各実施校又は共同調理場等と連携し、地場産物を活用した献立の提供に向け、次の業務を行うこと。資料作成、食材費、食材調達に係る費用、必要な加工費等にかかる費用は受託者が負担すること。

- ・地場産物を活用した給食メニューを児童生徒が考案する際の資料作成等の支援
(考案するメニューの食材費は、1食あたり 150 円～200 円を目安とする。)
- ・児童生徒が作成したメニューを給食で提供する際に使用する食材(地場産物)の調達、配送手配及び費用負担(調理は普段の給食と同様に行う)
(食数は、同一調理上で調理するものはすべて対象とする。教職員分も含む)
- ・学校給食実施者との調整

(4) 学習成果の発信支援

受託者は、実施校が発信に活用できる写真、資料、簡易記事案等の素材を提供し、実施校における学習成果の共有を支援すること。

(5) アンケートの実施及び分析

受託者は、意識変容等を把握するため、生産者、教職員、児童生徒に事業実施前後にアンケートを実施し、その結果を分析すること。

①アンケート項目

- ・地場産物への関心度
- ・農業・地域産業への理解度 等

②実施方法

- ・学校の授業時間を活用し、学校の教員が実施すること
- ・受託者は実施ガイドを提供すること

(6) 費用負担

次に係る費用は受託者が負担するものとする。

- ① 事前、事後学習の教材費、消耗品費等も含め、体験学習にかかる費用
- ② 児童生徒によるメニュー考案支援に関する費用
- ③ 食材調達、食材運搬、食材加工等、地場産物を活用した給食実施にかかる費用
- ④ 効果を測定するためのアンケート調査、分析、とりまとめ等報告書作成にかかる費用

(7) 事業実施報告書の作成

・受託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、成果と課題について考察した内容を記載すること。

・記載内容には以下の内容を織り込むこととする。なお、事業実施報告書は、正本2部のほか電子データにより提出すること。

- ① 実施計画書
- ② 実施校ごとの実施記録
- ③ アンケート集計及び分析結果
- ④ 事業を通じて明らかになった成果と課題、解決策等

8 安全管理等

(1) 受託者は、校外での体験学習等の実施にあたり、事故防止、安全確保及び緊急時対応に十分配慮すること。

(2) 食材の取扱いにあたっては、食品衛生関係法令及び学校給食関係基準を遵守すること。

(3) 食物アレルギー等への対応については、学校給食実施者と十分に調整すること。

(4) 写真撮影、アンケート実施その他個人情報の取扱いについては、個人情報保護関係法令及び委託者の指示を遵守すること。

(5) 荒天、感染症の流行その他やむを得ない事情により実施が困難な場合は、委託者と協議のうえ、延期、中止又は代替実施を行うこと。

9 実施体制

- ・業務全体を統括する責任者を配置すること
- ・実施校、調理場、生産者等との調整を円滑に行うコーディネーター相当の人員を配置すること。
- ・実施校の栄養教諭、教員と協働し、調整業務を効率的に行うこと
- ・食材が確実に学校給食に導入されるよう、必要な調整を行うこと

10 業務遂行体制

(1) 責任者、コーディネーター等

契約締結後、速やかに責任者およびコーディネーター相当の人員について、書面で報告すること。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

11 不測の事態への備え(リスクヘッジ対応)

受託者は、以下のような不測の事態に備えること：

- ① 台風、豪雨等の自然災害による作物の不作
- ② 猛暑、冷夏等の異常気象による作物の不作
- ③ 病虫害による作物の不作
- ④ 生産者の事情による供給不可
- ⑤ 学校の事情による実施不可
- ⑥ その他予期しない事態

12 その他

見積りには委託業務に必要な費用の一切を含めること。

13 納品する成果品

以下の資料を令和9年3月 19 日(金)までに、保健体育課に紙媒体2部および電子媒体1式で提出すること。

(1) 事業実績報告書(A4版・カラー)

- (2)本業務において制作された資料等
- (3)その他、県が成果品として提出を求めるもの

14 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

15 委託料の支払い方法および支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

17 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1)受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

18 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

19 その他、受託上の留意点

- (1)委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。
- (2)本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めること。
- (3)(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類および通帳並びに業務日誌等を事業終了

後5年間保存しておくこと。

- (4)本事業を実施するにあたり、三重県と十分な打合せを行うこと。
- (5)本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6)人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7)常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8)著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9)本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第一百八十条および第一百八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10)県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項および仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11)台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (12)事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

20 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 保健体育課 健康教育班

担当 山下

TEL:059-224-2969

E-mail:hotai@pref.mie.lg.jp